

議案第12号

港区職員の退職手当に関する条例の一部改正について

1 目 的

雇用保険法（昭和49年法律第116号）及び刑法（明治40年法律第45号）の一部改正に伴い、港区職員の退職手当に関する条例の規定を改めます。

2 改正内容

（1）雇用保険法に係る規定

現行の雇用保険法における「就業手当」は、「就業促進手当」のうち安定した職業以外の職業に早期再就職した場合の手当として支給されているのですが、支給実績や人手不足の状況等を踏まえ、令和7年4月に廃止されます。「就業手当」の廃止に伴い、港区職員の退職手当に関する条例における失業者の退職手当で引用している「就業促進手当」に係る所要の規定を整備します。

また、現行の雇用保険法における給付日数の延長等に関する暫定措置が、令和6年度末から令和8年度末まで継続されることに伴い、地域延長給付の規定を改めます。

【参考】雇用保険法の就業促進手当の概要（現行）

就業手当	受給資格者が職業に就いた場合であって、所定給付日数の3分の1以上かつ45日以上を残して就業した場合に支給する手当
再就職手当	受給資格者が安定した職業（1年超の雇用見込みのある職業等）に就いた場合であって、所定給付日数の3分の1以上を残して再就職した場合に支給する手当

（2）刑法に係る規定

現行の刑法における刑罰の懲役と禁錮の大きな違いは、作業の義務の有無にありましたが、禁錮に処せられた者の大多数が自ら作業に就くことなどから、懲役及び禁錮が廃止され、これに代わるものとして、拘禁刑が創設されました。

これに伴い、港区職員の退職手当に関する条例で引用している文言を改

めます。

○懲役及び禁錮の廃止

- ・ **懲役**は、刑事施設に拘置して所定の作業を行わせる。
- ・ **禁錮**は、刑事施設に拘置する。



○拘禁刑の創設

- ・ **拘禁刑**は、刑事施設に拘置する。
- ・ 改善更生を図るため、必要な作業を行わせ、又は必要な指導を行うことができる。

3 施行期日

令和7年4月1日。ただし、項番2（2）については、同年6月1日

港区職員の退職手当に関する条例新旧対照表

改正案	現行
(前略) (失業者の退職手当) 第十三条 (略) 2～7 (略) 8 第一項、第三項及び第五項から前項までに定めるもののほか、第一項又は第三項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号に掲げる者に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に定める金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。 一～三 (略) 四 安定した職業に就いた者 雇用保険法第五十六条の三第三項に規定する就業促進手当の額に相当する金額 五・六 (略) 9～11 (略) 12 第八項第四号に定める退職手当の支給があつたときは、第一項、	(前略) (失業者の退職手当) 第十三条 (略) 2～7 (略) 8 第一項、第三項及び第五項から前項までに定めるもののほか、第一項又は第三項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号に掲げる者に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に定める金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。 一～三 (略) 四 職業に就いた者 雇用保険法第五十六条の三第三項に規定する就業促進手当の額に相当する金額 五・六 (略) 9～11 (略) 12 第八項第四号に定める退職手当の支給があつたときは、第一項、

第三項又は第八項の規定の適用については、雇用保険法第五十六条の三第一項第一号に該当する者に係る就業促進手当について同条第四項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する日数分の第一項又は第三項の規定による退職手当の支給があつたものとみなす。

13・14 (略)

(中略)

(退職手当の支払の差止め)

第十七条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の支払を差し止める処分を行うものとする。

一 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁

第三項又は第八項の規定の適用については、次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める日数分の第一項又は第三項の規定による退職手当の支給があつたものとみなす。

- 一 雇用保険法第五十六条の三第一項第一号イに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該退職手当の支給を受けた日数に相当する日数
- 二 雇用保険法第五十六条の三第一項第一号ロに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該就業促進手当について同条第五項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する日数

13・14 (略)

(中略)

(退職手当の支払の差止め)

第十七条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の支払を差し止める処分を行うものとする。

一 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮

刑以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）第六編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。

二（略）

2ゝ4（略）

5 第一項又は第二項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至つた場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第三号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

一（略）

二 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となつた起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（拘禁刑以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があつた場合であつて、次条第一項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があつた日から六月を経過した場合

三（略）

以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）第六編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。

二（略）

2ゝ4（略）

5 第一項又は第二項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至つた場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第三号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

一（略）

二 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となつた起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があつた場合であつて、次条第一項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があつた日から六月を経過した場合

三（略）

6510 (略)

(退職後拘禁刑以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

第十八条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者(第一号又は第二号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の支払を受ける権利を承継した者)に対し、第十六条第一項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

一 当該退職をした者が刑事事件(当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。)に關し当該退職後に拘禁刑以上の刑に処せられたとき。

二・三 (略)

256 (略)

(退職をした者の退職手当の返納)

第十九条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第十六条第一項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が当該一

6510 (略)

(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

第十八条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者(第一号又は第二号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の支払を受ける権利を承継した者)に対し、第十六条第一項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

一 当該退職をした者が刑事事件(当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。)に關し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。

二・三 (略)

256 (略)

(退職をした者の退職手当の返納)

第十九条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第十六条第一項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が当該一

般の退職手当等の支給を受けていなければ第十三条第三項又は第六項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第二十一条において「失業手当受給可能者」という。）であつた場合には、これらの規定により算出される金額（次条及び第二十一条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

一 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に關し拘禁刑以上の刑に処せられたとき。

二・三 （略）

2ゝ6 （略）

（中略）

（退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付）

第二十一条 （略）

2・3 （略）

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から六月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に關し起訴をされた場合において、当該刑事事件に關し拘禁刑以上の刑に処せられた後において第十九条第一項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から六月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をし

般の退職手当等の支給を受けていなければ第十三条第三項又は第六項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第二十一条において「失業手当受給可能者」という。）であつた場合には、これらの規定により算出される金額（次条及び第二十一条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

一 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に關し禁錮以上の刑に処せられたとき。

二・三 （略）

2ゝ6 （略）

（中略）

（退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付）

第二十一条 （略）

2・3 （略）

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から六月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に關し起訴をされた場合において、当該刑事事件に關し禁錮以上の刑に処せられた後において第十九条第一項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から六月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をし

した者が当該刑事事件に~~関し~~拘禁刑以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

5～8（略）

（中略）

付則

（中略）

第八条 令和九年三月三十一日以前に退職した職員に対する第十三条第七項の規定の適用については、同項中「第二十八条まで」とあるのは「第二十八条まで及び附則第五条」と、同項第二号中「ロ 雇用保険法第二十二条第二項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第二十四条の二第一項第二号に掲げる者に相当する者として区規則で定める者に該当し、かつ、区長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第四条第四項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは

「ロ 雇用保険法第二十二条第二号ハ 特定退職者であつて、雇用

た者が当該刑事事件に~~関し~~禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

5～8（略）

（中略）

付則

（中略）

第八条 令和七年三月三十一日以前に退職した職員に対する第十三条第七項の規定の適用については、同項中「第二十八条まで」とあるのは「第二十八条まで及び附則第五条」と、同項第二号中「ロ 雇用保険法第二十二条第二項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第二十四条の二第一項第二号に掲げる者に相当する者として区規則で定める者に該当し、かつ、区長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第四条第四項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは

「ロ 雇用保険法第二十二条第二号ハ 特定退職者であつて、雇用

項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であ
保険法附則第五条第一項に規定する地域内に居住し、かつ、区長が
つて、同法第二十四条の二第二項第二号に掲げる者に相当する者と
同法第二十四条の二第一項に規定する指導基準に照らして再就職を
して区規則で定める者に該当し、かつ、区長が同項に規定する指導
促進するために必要な職業安定法第四条第四項に規定する職業指導
基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第四条第
を行うことが適当であると認めたもの（イに掲げる者を除く。）
四項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの
と
する。

（後略）

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。ただし、第十七条
第一項第一号及び第五項第二号、第十八条の見出し、同条第一項第
一号、第十九条第一項第一号並びに第二十一条第四項の改正規定並
びに付則第三項の規定は、同年六月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の港区職員の退職手当に関する条例（以下

項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であ
保険法附則第五条第一項に規定する地域内に居住し、かつ、区長が
つて、同法第二十四条の二第二項第二号に掲げる者に相当する者と
同法第二十四条の二第一項に規定する指導基準に照らして再就職を
して区規則で定める者に該当し、かつ、区長が同項に規定する指導
促進するために必要な職業安定法第四条第四項に規定する職業指導
基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第四条第
を行うことが適当であると認めたもの（イに掲げる者を除く。）
四項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの
と
する。

（後略）

「改正後の条例」という。）第十三条第八項第四号（同条第九項において準用する場合を含む。）及び同条第十二項の規定は、退職職員（退職した港区職員の退職手当に関する条例第二条各号に掲げる職員をいう。以下同じ。）であつてこの条例の施行の日以後に安定した職業に就いたものについて適用し、退職職員であつて同日前に職業に就いたものに対する就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

3| 令和七年六月一日前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、改正後の条例第十七条第一項及び第五項、第十八条第一項（第一号に係る部分に限る。）並びに第二十一条第三項及び第四項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。